限定承認公告

本籍香川県高松市塩上町二丁目一八番地二、最後の住所香川県高松市塩上町二丁目一八番二号　被相続人　亡　水野　順介

右被相続人は平成二十九年七月十日死亡し、その相続人は平成三十年五月二十二日高松家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月一日

東京都港区西新橋一―二〇―一〇　西新橋エクセルビル六階　あだん法律事務所

相続財産管理人　水野満津美

代理人弁護士　廣田　朱音

限定承認公告

本籍東京都渋谷区本町二丁目七番地、最後の住所東京都渋谷区初台二丁目五番二一―三〇三号

右被相続人は平成三十年五月二十二日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月一日

東京都渋谷区初台二丁目五番二一―三〇三号

相続財産管理人　木原　裕一

限定承認公告

本籍神奈川県横浜市磯子区岡村三丁目一四九四番地、最後の住所横浜市磯子区岡村三―一〇―三九　被相続人　亡　岡本　和雄

右被相続人は平成十九年二月二日死亡し、その相続人は平成三十年五月二十四日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月一日

横浜市磯子区上町一一番三―四一三号

相続財産管理人　岡本　町子

限定承認公告

本籍神奈川県横浜市西区浅間町四丁目三三七番地二、最後の住所千葉県印西市笠神一六二〇番地特別養護老人ホームプレーゲ本埜　被相続人　亡　蒔田　祥

右被相続人は平成三十年一月十日死亡し、その相続人は平成三十年五月二十四日千葉家庭裁判所佐倉支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月一日

石川県金沢市大手町九番二九号法律センタービル二階　北尾法律事務所

限定承認者　黒沢美智代

右代理人弁護士　北尾　強也

限定承認公告

本籍岐阜県関市下之保二七八二番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　服部　祐樹

右被相続人は平成三十年二月十五日死亡し、その相続人は平成三十年五月二十四日岐阜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月一日

岐阜県関市下之保二七八二番地一

相続財産管理人　服部　真司

限定承認公告

本籍三重県四日市市芝田一丁目三番、最後の住所三重県四日市市大字六呂見六三三番地

東経運輸有限会社　被相続人　亡　中川　裕司

右被相続人は平成三十年一月十八日死亡し、その相続人は平成三十年五月十四日津家庭裁判所四日市支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月一日

三重県四日市市高花平一丁目一番地四六

相続財産管理人　伊藤　美佳

任意清算公告

当社は、平成三十年五月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年六月一日

東京都港区赤坂二丁目一七番一二号チュリス赤坂一〇一

合名会社ジェプト

社員　弘中　文夫

正　誤

平成三十年四月十三日（号外第八十四号）公布財務省令第三十七号（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令）

（印刷誤り）

一六七ページ上段終りから一行目から下段一行目の

「

第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）（第42条の6第1項第4号）	00041	法規別表十六（九）「8」の欄の金額
平成29年旧措置法第42条の6第2項	00487	特別償却限度額の欄の金額
第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）（平成29年旧措置法第42条の6第2項）	00488	法規別表十六（九）「8」の欄の金額

」

中

「

第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）（第42条の6第1項第4号）	00041	法規別表十六（九）「8」の欄の金額
平成29年旧措置法第42条の6第2項（償却費）	00487	特別償却限度額の欄の金額
第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）（平成29年旧措置法第42条の6第2項）	00488	法規別表十六（九）「8」の欄の金額

」

を　の誤り。

一七一ページ上段終りから四行目から三行目の

「

第68条の41第1項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の11第1項（第42条の6第1項第4号））	10040	法規別表十六（九）「8」の欄の金額
平成29年旧措置法第68条の11第2項（償却費）	10470	特別償却限度額の欄の金額
第68条の41第1項又は第11項（特別償却準備金）（平成29年旧措置法第68条の11第2項）	10471	法規別表十六（九）「8」の欄の金額

」

中

「

第68条の41第1項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の11第1項（第42条の6第1項第4号））	10040	法規別表十六（九）「8」の欄の金額
平成29年旧措置法第68条の11第2項（償却費）	10470	特別償却限度額の欄の金額
第68条の41第1項又は第11項（特別償却準備金）（平成29年旧措置法第68条の11第2項）	10471	法規別表十六（九）「8」の欄の金額

」

を　の誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　六月一日付第一一七号一四四ページ●同日付第一一八号九六ページ●同日付政府調達第一〇一号一五二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）